

# 森林経営計画管理システム取扱要領

令和2年1月27日制定

令和3年4月15日一部改正

令和8年3月30日一部改正

## (趣旨)

第1 この要領は、長野県（以下「県」という。）が作成した森林経営計画管理システム（以下「システム」という。）について、県機関以外の導入を希望する者（以下「導入者」という。）への提供及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (提供物件)

第2 県が提供するものは、システムに係るプログラム等（以下「プログラム」という。）とする。なお、提供物件の著作権は長野県に帰属するものであり、この提供によって移転するものではない。

森林簿データを含む森林経営計画作成用データの提供は、個人情報等の取り扱いに鑑み、長野県森林情報資産取扱要領（平成22年2月26日付け21森政第339号林務部長通知）第24の規定により行い、システム導入者は同要領による交付申請をし、交付を受けたデータは適正に管理するものとする。

## (導入者)

第3 本システムを導入できる者は、次に掲げる者とする。

- 1 市町村
- 2 森林経営計画作成者

## (システムの導入)

第4 システムの導入にかかる承認の手続きは次の各号により行うものとする。

- 1 第3第2項のシステム導入希望者は、森林経営計画管理システム導入申請書（様式1）及びシステムを送付するのに必要な未開封の光ディスク（CD-R等）及び切手を付した返信用封筒を提出するものとする。
- 2 前項の場合、知事は、システムを導入しようとする者が森林経営計画作成のための利用を目的とし、個人情報の取扱いに関し適正管理及び情報漏えい防止を図る旨誓約した場合のみ承認するものとする。  
なお、システムを導入しようとする者が、営利目的で販売するおそれがあると認められる場合は承認しないものとする。
- 3 知事は、第1項の申請書を審査し、適当と認めた場合は、承認書（様式2）を交付し、システムを提供するものとする。

### (システムの推奨環境)

第5 システムを導入するパソコンの推奨環境は、次のとおりとする。

項番	種別		スペック
1	P C	プロセッサ (CPU)	Intel CORE i7 以上
2		実装メモリ (RAM)	16GB 以上
3		その他	USB ポート 3口以上
			DVD-RW ドライブ付
4	モニタサイズ	24inch (23.8inch)	
5	O S	O S	Windows 11 Professional (64bit)
6	ソフト	Office	Office Professional Plus 2021 (32bit) ※ Office365 は非対応

### (システムの管理)

第6 システムを導入した者は、次の各号によりシステムを管理しなければならない。

1 個人情報の管理・情報漏えい防止に関すること

システムを利用する者は、長野県森林情報資産取扱要領第24に規定する申請に基づき、森林簿等個人情報を利用管理するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)その他関係法令等に基づき適正に情報管理を実施し、情報の漏えい防止管理を特に行うこと。

2 システムに取込んだ森林簿データの情報に修正等の必要がある場合は、森林地理情報システム(以下「森林GIS」という)による変更を行うものとし、森林GISによる変更が実施できない者は、長野県森林経営計画業務実施要領(47林業第212号)第2第2項第7号又は長野県森林情報資産取扱要領第8第5項に規定する森林簿等修正報告書により報告すること。

3 システムは森林経営計画作成の目的以外に使用しないこと。

4 システムの全部又は一部の改変、複写及び解析を行ってはならない。

5 システムの全部又は一部を第三者に転貸し、又は使用権を譲渡してはならない。

6 県はシステムの保守について、支援機関と契約することができるものとする。

### (システムの変更)

第7 県は、プログラムの変更を行ったときは、導入者にその変更後のシステムを提供するものとする。

### (システムの使用廃止)

第8 第4の規定によりシステムを導入した者が、システムの使用を廃止したときは、森林経営計画管理システム使用廃止届出書(様式3)を知事に提出するとともに、導入したシステム及びデータを全て消去又は抹消するものとする。

(附 則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。